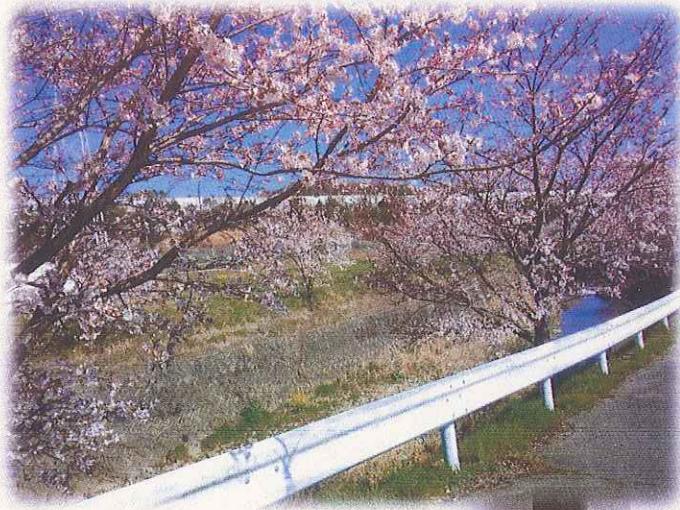


中地区里づくり計画



平成28年9月

中地区里づくり協議会

中地区里づくり計画 目 次

I 地区の現況と課題

1 地区の現況 ページ 1～2

2 地区の問題点及び課題 ページ 3～4

II 計画地区の整備目標及び方針

III 里づくり計画

1 農業振興計画 ページ 4

2 環境整備計画 ページ 5

3 土地利用計画 ページ 5

4 景観の保全及び形成に関する計画 ページ 5

5 市街地の交流に関する計画 ページ 5

6 関係図 ページ 6～7

7 策定経過 ページ 8

8 中地区里づくり協議会規約 ページ 9～10

I 地区の現況と課題

1 地区の現況

- (1)計画の対象地区は、平成11年3月11日に設立された 別図の中里づくり協議会の区域とする。
- (2)八多町は、南・西・北の三方を山に囲まれ、八多川・屏風川沿いに平野が広がる区域である。灘五郷の酒米どころ、米作り本位の農村として発展してきたが、戦後は酪農や養鶏を導入し、カーネーションやダリアなどの花やトマト・ホウレンソウ・イチゴ等の野菜や果物を栽培するなど、多岐にわたる農業を展開してきたが、最近では都市近郊の農村地域に姿を変えている。平成6年には田園コミュニティパークとして整備された「八多町公園」と「八多ふれあいセンター」がオープンし、地域の憩いの場として活用されている。
- (3)中地区は、八多町の北東部に位置し、多くの面積を市街化区域が占めており、市街化調整区域を活動区域とする中地区里づくり協議会の区域はその一部を占めている。協議会区域は山陽自動車道・地方道三木三田線・北神中央線により分割され、丘陵地に展開する農地と平坦地に連担性を有する農地として特長を有している。
- (4)協議会区域の農家戸数は20戸、農家人口は32人となっており、農家戸数・農家人口ともに大幅に減少する傾向にある。
- (5)農業生産は隣接の市街化区域に保有する農地と一体的に営まれている。出荷生産物を栽培する農家は少数で、多くは自家消費や貸農園で占めている。
- (6)協議会区域の農地は、山陽自動車道の敷設とともにうほ場整備事業により、その利便性は比較的高い。

農家世帯・人口

年度	農家戸数	専・兼別農家戸数			農家人口	耕作面積(a)
		専業	第1種	第2種		
H7	36	4	4	28	151	2,176
H12	20	1	0	19	98	725
H17	20	1	1	18	36	462
H22	20	1	0	19	32	537

※各年 農林業センサスから

図1 八多町の位置

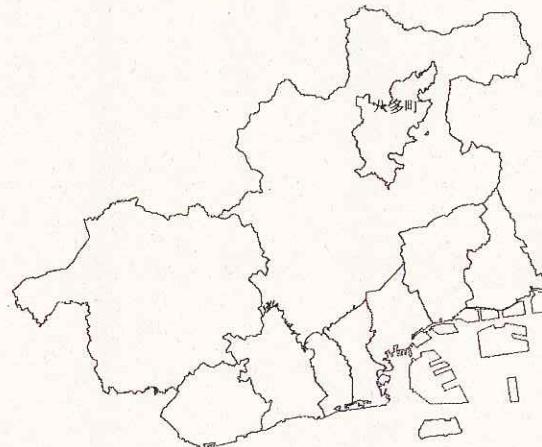
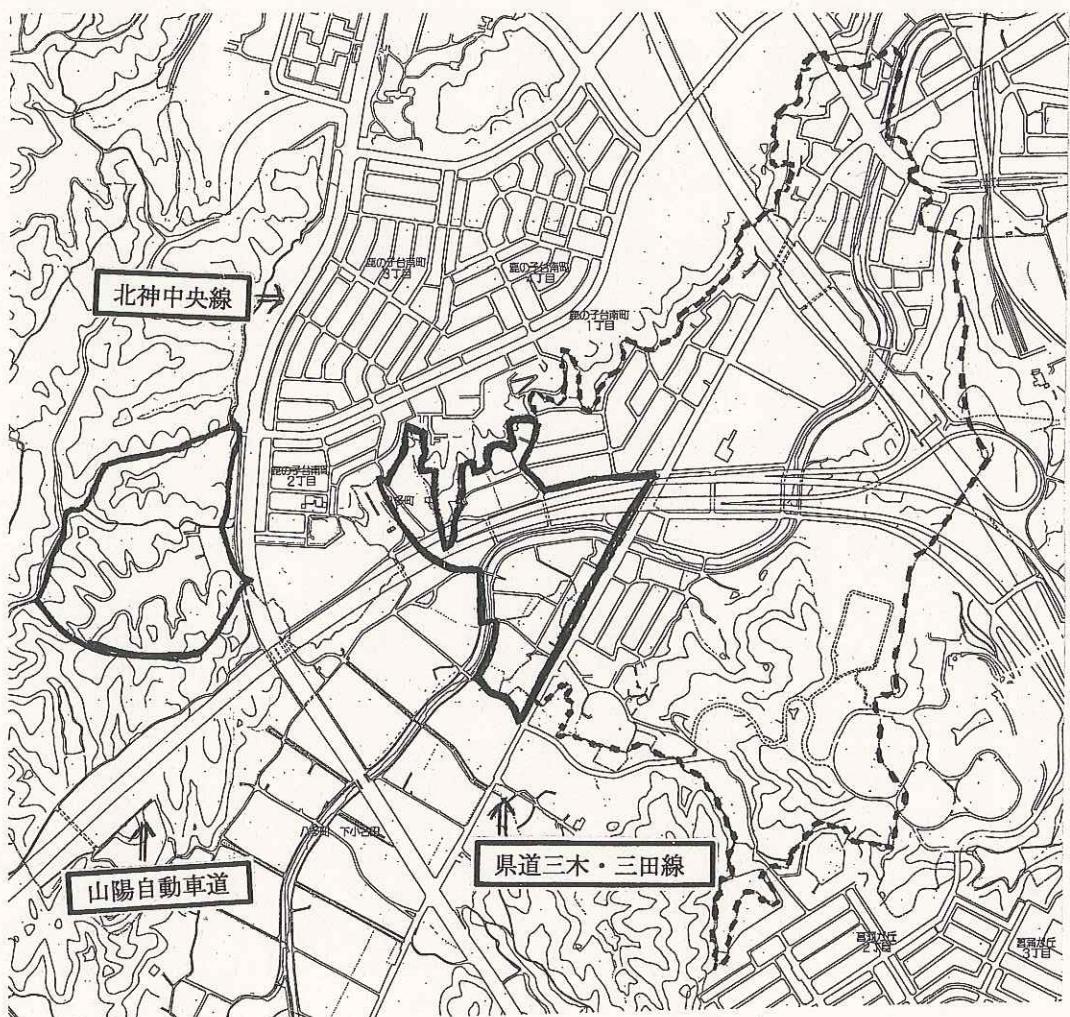
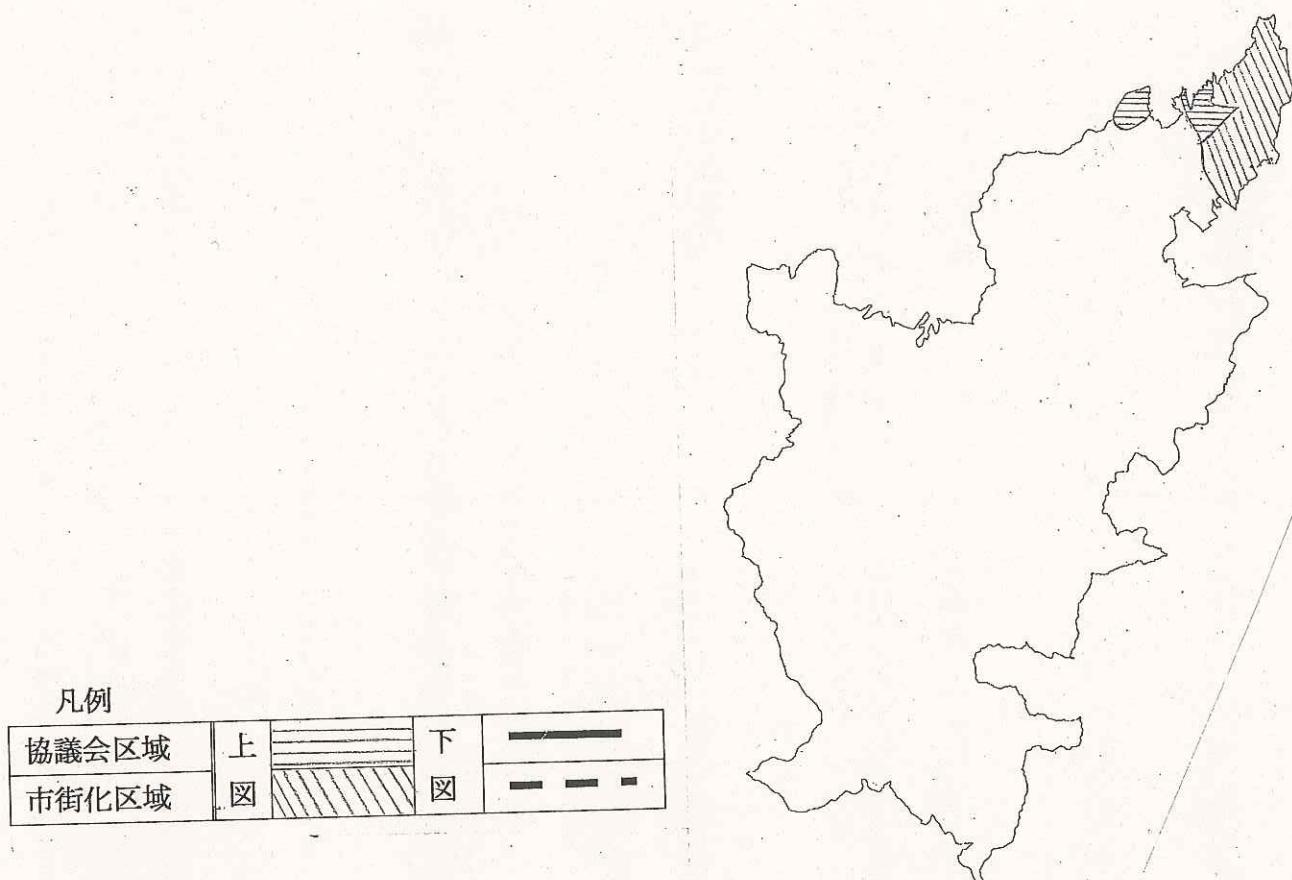


図2 中地区の位置図



2 地区の問題点及び課題

(1) 里づくり地区設定の問題

八多町中地区は市街化区域と市街化調整区域の境界付近に位置し、里づくりの対象地区は元々の農業集落の範囲から市街化区域を除外した「残余空間」に相当する。自治会役員のメンバーと里づくり協議会のメンバーが重複しているが、自治会の範囲は市街化区域も含むので、里づくりの範囲よりも広い。このような地区事情のため、里づくりの地区設定は、もとの中地区の一部に相当し、山陽自動車道、北神中央線、住宅団地等に分断され、3箇所に分散している。以上のように里づくりの対象範囲と農村コミュニティ活動の範囲とは一致していない。

(2) 菅谷池周辺の開発・保全の問題

菅谷池周辺山林は、もともと中農業協同組合の所有であったが、地域活性化を期待し、開発業者に売却したものであり、その後、中地区の市街化区域内の農地が区画整理されたことによる水需要の激減に対応して、菅谷池をその9割まで埋め立てることを承諾したうえで開発業者に売却されている。

また、その区域に残る農地の所有者も周辺山林の開発時に売却することを希望している。

(3) 地区の思いと都市計画の線引きのミスマッチの問題

本地区の場合、市街化区域に接続する地区であることから県道38号三木三田線の沿線に位置し、神戸電鉄の駅（道場南口駅）からも近く、北区内で見た場合に都市開発のポテンシャルは高い。本地区は、これまででも都市化に対応しつつ、区画整備事業（道場八多地区）や共同の不動産経営事業（グリーンガーデンモール）を実現してきた実績もある。また、農家の営農意欲は必ずしも高くない。実際のところ、現在の農業従事者の世代交代や農業機械の更新を契機に農業をやめる可能性も高い。地区住民の都市開発に寄せる期待は押し並べて強い。

他方、総人口でみた場合2005年から日本は人口減少時代に入り、神戸市もその例外ではない。市は、原則として市街化区域の拡大を抑制しつつ、コンパクトなまちづくりを推進する方針を示している。

よって、地区の思いと都市計画の線引きのミスマッチが存在しており、現況の線引きが当面、変更されないことを前提に、現在の農家が営農できなくなった場合も考慮して農地の保全と管理を考える必要がある。

(4) 里づくり計画の啓発が不十分

農家調査によると、現状の里づくりの認知度（「多少知っている」）は25%と低いが、里づくりへの関心は77%（「関心がある」と「多少関心がある」の合計）と高く、里づくりへの参加意向（「なるべく参加したい」、「内容によって参加したい」の合計）も高い（※2-8）。よって、里づくり計画の策定にあたっては、関係住民への啓発に一層努める必要がある。

(5) 個別の課題

①農業生産

ア 約8割の農家で複数の農業従事者がいると回答しているが（※2-6）、専業での農業者は全くいない。また、一部の農家は既に営農継続の意欲を失っているが、今後、農業者の高齢化が進むにつれ、離農が加速されることが懸念される。

イ 概ね4分の3以上の農家は農業機械（トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機）を保有している（※2-5）。零細な経営規模から考えると、過剰な投資になっている。また、水稻作の共同作業やコスト低減に关心を持つ農家もいる（※2-12）。

ウ 集落営農組織の設置を望む声が過半数を占めている（※2-7）。ただし、地区内で一つの組織を立ち上げることは経営規模の観点から困難である。

②福祉・医療・生活環境等

ア 交通の利便性が高いため、農地の農外利用が進みやすい。

イ 地区内道路において、歩行に危険を伴う箇所がある。

ウ 道路沿いの中古車の放置など、景観的配慮が十分でないところがある（※2-13）。

エ 用水路へのゴミの不法投棄が見られるので、対策が必要である（※2-13）。

II 計画地区の整備目標及び方針

(1)市街地住民との連携を図り、農地としての活用を図る。

(2)農地と一体性を持った地域環境を保持していく。

III 里づくり計画

協議会区域に農地を持つ農業者は、隣接に市街化区域にも農地を併せててもっており、各種計画を立案するには、市街化区域と一体性を図った内容が必要になる。

また、地域の立地から個別的には農外利用の指向性が高いため、農地の保全には一定の地域合意が重要な要素になる。

併せて、本計画によって合意形成される内容を地域住民を含めて内外に啓発し、計画推進を図る。

1 農業振興計画

(1)市民農園としての活用

都市住民による需要が高いことから、既に実施されている市民農園を基礎に、実施面積の拡大を進める。

実施にあたっては、

協議会において、開設希望者、利用希望者の受け入れ窓口の設置を検討していく。

専属的な指導員の確保が困難なことから、運用には市民活動団体との連携を図る。

(2)観光農園の設置

地域の立地を活かして、サツマイモなどの観光農園の開設を進める。

入園者受け入れにおいては、自治会内組織・近隣企業と連携し、団体入園方式を構築する。

(3)近隣組織と連携した作業委託による経費削減

地域単独での営農組織設立は困難であるが、水稻作の継続性を図るために、近隣地域と連携して作業受託組織の設立により市街化内農地を含めて経費削減を進める。

(4)農産物直売ルートの開設

野菜等の換金性を高めて、農業収益の拡大に資するため、隣接商業施設や既存直売所への供給

ルートを開設する。

2 環境整備計画

(1) 土地利用の整然利用の啓発

個別的農外土地利用を「土地利用計画」との整合を図りながら、事前調整を進めて調和のある環境整備を図る。

(2) 地権者と行政との連携による区域内道路の改善

地域内の安全な通行を確保するため、危険道路の改善を進めていく。

(3) ゴミの不法投棄対策

道路端において、ゴミの不法投棄場所が散見しており、山陽自動車道沿いにフラワーポットによる対策も講じているが、雑草対策や看板設置等により、投棄を誘発しない対策を継続していく。

(4) 菅谷池周辺の調整

計画の進捗に応じて、良好な地域環境に誘導していく。

3 土地利用計画

(1) 用途区域の指定

【農業保全区域】 農地や家屋を含めて、現状の農業保全区域を指定する

【環境保全区域】 現状の環境保全区域を指定する。

【集落居住区域】 指定しない

【特定用途区域】 指定しない

(2) 個別の土地利用計画 なし

4 景観の保全及び形成に関する計画

(1) 農村景観

河川沿いに植栽している桜並木は、地域景観の象徴ともなっており、既存の一斉管理作業(5月、8月)や、各自が行っている管理作業を継続し、集落住民等の憩いの場としての位置付けを明確にしていく。

5 市街地との交流に関する計画

混住化地域の利点を生かして、積極的に都市住民との交流を図るため、既存の行事を維持発展させる。

(1) 4月の桜まつりの充実

(2) 11月のもりもりおもちゃフェスタへの農産物販売の拡充

(3) 10月の八多神社秋まつりにおいての都市住民交流の強化

図3 生活環境課題、農村景観

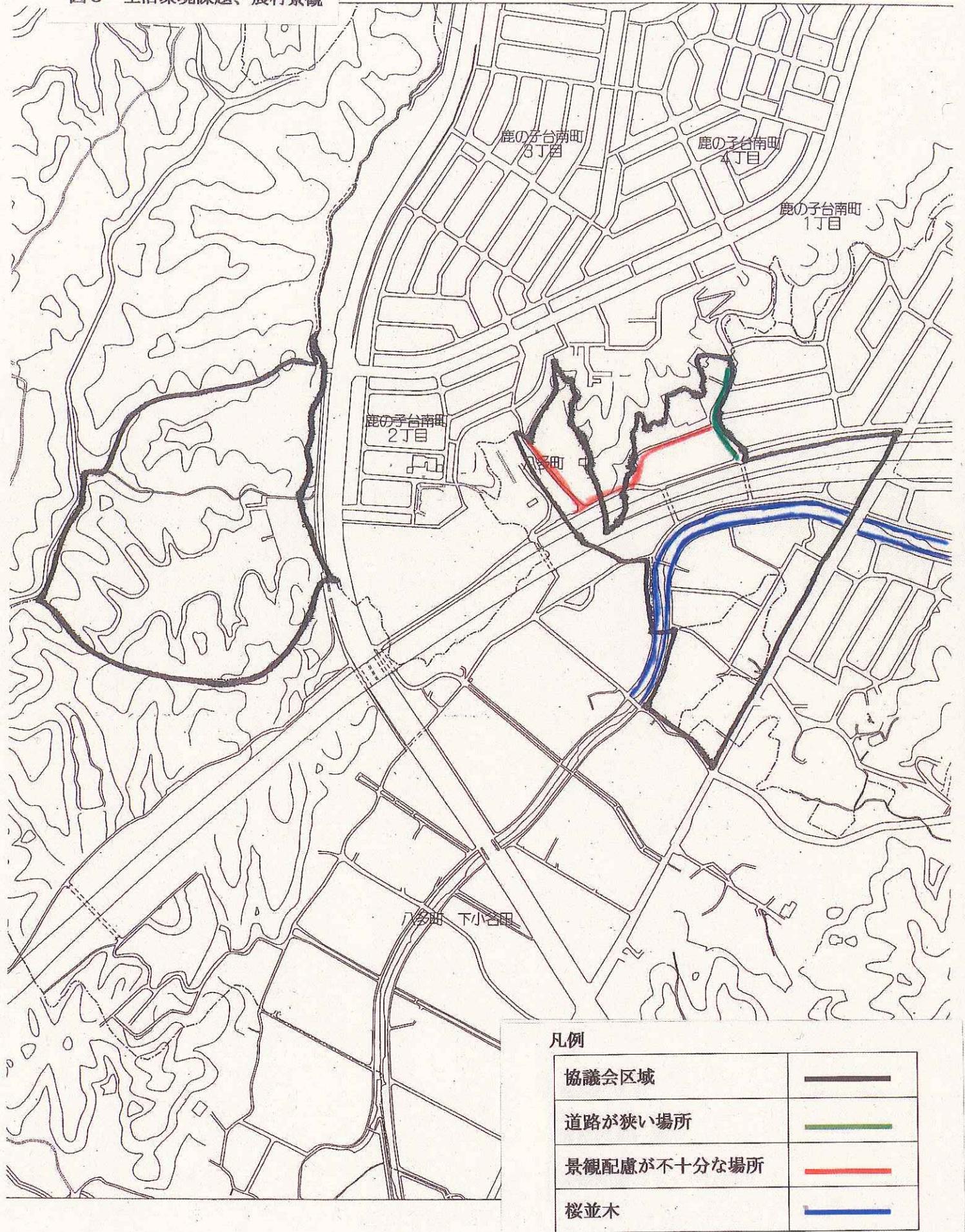
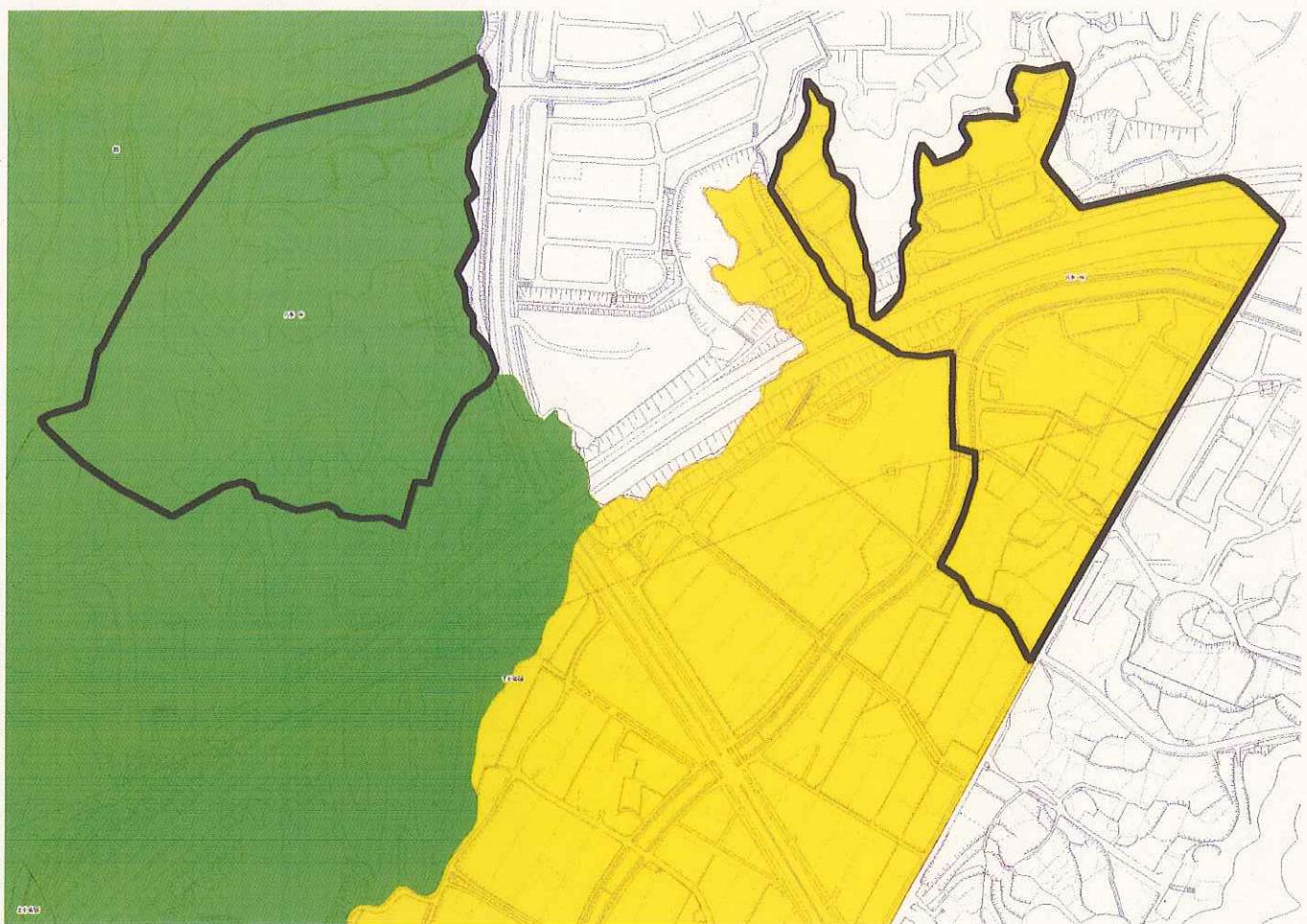


図4 土地利用計画図



凡例

協議会区域	——
環境保全区域	■
農業保全区域	■

《参考》 里づくり策定経過

【里づくり策定経過】

平成26年12月20日

- ・中集落 概要調査

平成27年1月26日

- ・計画策定体制、策定スケジュール調整

平成27年3月26日

- ・アンケート内容の調整

平成27年4月18日、19日、20日

- ・アンケート調査

平成27年8月29日

- ・アンケート報告

平成27年10月9日

- ・計画概要(主として土地利用)の協議

平成27年11月4日

- ・計画骨子の検討 第1回

平成27年11月21日

- ・計画骨子の検討 第2回

平成27年12月18日

- ・計画案の検討

平成28年9月17日

- ・計画の策定

中地区里づくり協議会規約

(設置及び目的)

第1条 中集落の各種の資源を活かして、緑豊かで活力ある里づくりを推進するため、「中地区里づくり協議会」(以下「協議会」という。)を設け、事務所を公民館に置く。

(協議会の活動区域)

第2条 協議会の活動区域は、神戸市北区八多町中・下小名田集落の区域とする。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 里づくり事業の調査及び研究に関すること。
- (2) 里づくり事業の推進及び調整・連絡（地域協議会との連携を含む）に関するこ
と。
- (3) 里づくり計画の作成に関すること。
- (4) 農村用途区域における行為の届出等に伴い、必要とされる承認等に関するこ
と。
- (5) その他目的達成に必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、集落内の自治会員及び、土地所有者等をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名
相談役	若干名

- 2 会長、副会長、会計は、第8条の役員会の互選とし、総会の承認を得る。
- 3 相談役は、会計責任者があたる。ただし、総会において承認された場合は、この
限りでない。

(会長、副会長、会計及び相談役の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 4 相談役は、協議会の円滑な運営の図るため、意見・助言を述べることができる。

(総会)

第7条 協議会の重要事項を協議決定するため、構成員全員による総会を開催するものとする。

- 2 総会は、会長が必要の都度召集し、議長となる。
- 3 総会は、構成員の過半数の出席を以て成立し、出席者数の過半数を以て議決する。
ただし、里づくり計画は、構成員の過半数の構成を以て、又、里づくり協定は、構成員の4分の3の同意を以て議決する。

(役員会)

第 8 条 協議会に役員会を設け、次に掲げる者を以て組織する。

- (1) 自治会役員、農会長、婦人会長
- (2) 地域協議会理事
- (3) その他目的達成に必要な者

2 役員会の長は、協議会の会長が兼ねる。

3 役員会は、協議会の運営及び、里づくり計画原案の作成等基本的事項について協議決定する。

4 役員会は、第 3 条第 4 号の承認について処理する。

5 役員会は、会の運営上、必要とする者の出席を求めることができる。

6 役員会は、必要に応じ新たに役員を任命することができる。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

ただし、任期途中で就任するときは、前任者の残任期間とする。また、初年度の任期は、その限りでない。

(推進助言者)

第 10 条 協議会に、推進助言者として行政・専門家を招へいすることができる。

2 推進助言者は、全ての会に出席し、意見・助言を述べることができる。

(会 計)

第 11 条 協議会の会計は、助成金及び寄附金その他の収入を以て充てる。

(会計年度)

第 12 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日を以て終わる。

(規約改正)

第 13 条 規約の改正は、総会において協議決定する。

(庶 務)

第 14 条 協議会の庶務は、事務所のある中公民館において処理する。

(雜 則)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って会長が決める。

附 則

1 この規約は、平成 11 年 3 月 21 日から施行する。

2 設立当初の役員の任期は、第 9 条の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日までとする。